

# IV 資料

# 1 市民センターの予算

## <歳出>

[市民センターにかかる経費]

単位:千円

		平成25年度(決算)	平成26年度(決算)	平成27年度(決算)	平成28年度(決算)	平成29年度(予算)
地域社会教育事業費(※)		573,667	608,108	594,012	607,419	656,871
市民センター 施設費	運営管理	1,296,272	1,330,347	1,331,071	1,348,816	1,534,105
	施設整備 ・改築等	258,018	1,186,469	978,019	771,249	1,616,073
合 計		2,127,957	3,124,924	2,903,102	2,727,484	3,807,049

※地域社会教育事業費 内訳

単位:千円

		平成25年度(決算)		平成26年度(決算)		平成27年度(決算)		平成28年度(決算)		平成29年度(予算)	
		拠点館	地区館								
各種 講座等	家庭教育推進	328	3,029	219	3,193	267	3,557	244	3,165	519	3,347
	青少年健全育成	749	2,941	643	2,677	733	2,740	771	2,522	868	2,753
	成人学習振興	642	4,506	247	3,916	416	4,016	403	3,269	556	3,839
	高齢者学習振興	572	6,458	507	6,559	503	6,930	661	6,782	579	6,956
	地域社会教育推進	1,046	5,893	1,932	6,898	2,486	6,930	2,670	7,604	3,319	6,755
	民間指導者育成	1,056	3,169	/	3,702	/	2,840	/	2,897	/	2,665
	学習情報提供	357	101	144	272	70	112	117	20	202	300
	学びを支える人材育成	/	/	2,080	/	2,175	/	2,304	/	2,705	/
	若者社会参画型学習推進	1,347	/	1,355	/	1,541	/	1,532	/	1,982	/
	住民参画・問題解決型学習推進	1,560	/	1,491	/	1,702	/	1,682	/	1,969	/
	学びのまち仙台市民カレッジ	746	/	755	/	894	/	813	/	1,303	/
	子ども参画型社会創造支援	1,792	/	1,222	/	1,424	/	1,565	/	2,095	/
	障害者学習講座開設	/	/	407	/	407	/	384	/	515	/
	市立高等学校開放講座開設	/	/	200	/	152	/	159	/	200	/
	学び直し	390	/	411	/	/	/	/	/	/	/
	地域の絆づくり推進	2,406	/	2,235	/	/	/	/	/	/	/
	小 計		12,991	26,097	13,848	27,217	12,770	27,125	13,305	26,259	16,812
学習情報提供 (システム運営管理等)		31,893	/	37,308	/	15,192	/	14,678	/	16,087	/
その他		13,434	489,252	13,322	516,413	14,235	524,690	13,513	539,664	15,251	582,106
合 計		58,318	515,349	64,478	543,630	42,197	551,815	41,496	565,923	48,150	608,721

## <歳入>

単位:千円

	平成25年度(決算)	平成26年度(決算)	平成27年度(決算)	平成28年度(決算)	平成29年度(予算)
市民センター使用料	150,663	151,803	155,063	166,644	191,667

## 2 平成28年度 市民センター職員数

(平成28年6月1日現在)

部分は嘱託職員

内部で兼務

外部と兼務

### 青葉区

館名	職名	区役所・教育委員会										(公財)仙台ひと・まち交流財団						合計	総計			
		センター長	センター次長兼係長	主幹兼係長	係長	主査		主任	主事	正職員以外			合計	(常勤嘱託)館長	事業職員		常勤嘱託職員			非常勤嘱託職員	臨時職員	合計
						社会教育主事	主査			専門員	嘱託職員	臨時職員			主任	係員						
1	青葉区中央	1		1		3		2		2		2		11	兼1	1	5		2		8	19
2	柏木													0	1	1	2		1	1	6	6
3	北山													0	1	1	2	1	1		6	6
4	福沢													0	1	1	2		1	1	6	6
5	旭ヶ丘													0	1	1	3		2		7	7
6	三本松													0	1	1	1	1	1	1	6	6
7	片平													0	1	1	3		1		6	6
8	水の森													0	1	1	2	1	1		6	6
9	貝ヶ森													0	1		4		1		6	6
10	中山													0	1	1	2	1	1		6	6
11	折立													0	1		3	1	1		6	6
12	木町通													0	1	1	3		2		7	7
13	広瀬													0	兼1	1	3				4	4
14	宮城西													0	1	1	2		1	1	6	6
15	大沢													0	1	1	2	1	1		6	6
16	落合													0	1	1	3		1		6	6
17	吉成													0	1		3	1	1		6	6
	小計	1	0	1	0	3	0	2	0	2	0	2	11	15	14	45	7	19	4	104	115	

### 宮城野区

1	生涯学習支援	1	1		1	4	1	3	1		2	1	15	兼1	1	3	1	2		7	22
2	宮城野区中央	1		1		3		1			1	1	8	兼1	1	3				4	12
3	高砂												0	1	1	2	1	1		6	6
4	岩切												0	1		3	1	1		6	6
5	鶴ヶ谷												0	1	1	3		1		6	6
6	榴ヶ岡												0	1	1	4		1		7	7
7	東部												0	1	1	2		1	1	6	6
8	幸町												0	1	1	3		1		6	6
9	田子												0	1	1	3		1		6	6
10	福室												0	1	1	3		1		6	6
	小計	2	1	1	1	7	1	4	1	0	3	2	23	8	9	29	3	10	1	60	83

### 若林区

1	若林区中央	1			1	2	1	1			1		7	兼1	1	2	1			4	11
2	七郷												0	1	1	2		1	1	6	6
3	荒町												0	1		3	1	1		6	6
4	六郷												0	1		3	1	1		6	6
5	若林												0	1	1	3		1		6	6
6	沖野												0	1	1	3		1		6	6
	小計	1	0	0	1	2	1	1	0	0	1	0	7	5	4	16	3	5	1	34	41

太白区

館名	職名	区役所・教育委員会											(公財)仙台ひと・まち交流財団						合計	総計		
		センター長	センター次長兼係長	主幹兼係長	係長	主査		主任	主事	正職員以外			合計	(常勤嘱託)館長	事業職員		常勤嘱託職員	非常勤嘱託職員			臨時職員	合計
						社会教育主事	主査			専門員	嘱託職員	臨時職員			主任	係員						
1	太白区中央	1			1	3		1				1	7	兼1	1	3				4	11	
2	生出											0	0	1		3	1	1		6	6	
3	中田											0	0	1	1	3		1		6	6	
4	西多賀											0	0	1	1	2	1	1		6	6	
5	八本松											0	0	1	1	2	1	1		6	6	
6	八木山											0	0	1	1	3		1		6	6	
7	山田											0	0	1		3	1	1		6	6	
8	茂庭台											0	0	1		3	1	1		6	6	
9	東中田											0	0	1	1	3		1		6	6	
10	柳生											0	0	1		4		1		6	6	
11	富沢											0	0	1	1	2	1	1		6	6	
12	秋保											0	0	1	1	4		1		7	7	
13	馬場											0	0	兼1	兼1	兼4		兼1		0	0	
14	湯元											0	0	兼1	兼1	兼4		兼1	1	1	1	
	小計	1	0	0	1	3	0	1	0	0	0	1	7	11	8	35	6	11	1	72	79	

泉区

1	泉区中央	1			1	3	1	1				1	8	兼1	1	4	1	2		8	16
2	根白石											0	0	1		4		1		6	6
3	南光台											0	0	1		3	1	1		6	6
4	黒松											0	0	1	1	3		2		7	7
5	将監											0	0	1		3		1	1	6	6
6	加茂											0	0	1	1	2	1	1		6	6
7	高森											0	0	1		3	1	1		6	6
8	松陵											0	0	1		4		1		6	6
9	寺岡											0	0	1		3	1	1		6	6
10	長命ヶ丘											0	0	1		3	1	1		6	6
11	松森											0	0	1	1	3		2		7	7
12	桂											0	0	1	1	3		1		6	6
13	南中山											0	0	1	1	3		1		6	6
	小計	1	0	1	0	3	1	1	0	0	0	1	8	12	6	41	6	16	1	82	90

総計

	計	6	1	3	3	18	3	9	1	2	4	6	56	51	41	166	25	61	8	352	408
--	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	---	----	----	----	-----	----	----	---	-----	-----

### 3 平成28年度 主催講座の事業別実施状況

区名 館名		青 葉 区														
		青葉区 中央	柏木	北山	福沢	旭ヶ丘	三本松	片平	水の森	貝ヶ森	中山	折立	木町通	広瀬	宮城西	大沢
家 庭 教 育 推 進 事 業																
(例) 子育て支援講座 親子ふれあい教室 食育講座 思春期親学 プレパパママ講座 絵本よみきかせ講座	講座数	2	0	1	1	1	1	1	1	2	2	2	1	1	0	1
	回 数	12	0	21	4	1	5	1	2	3	2	14	2	11	0	1
	参加者数	579	0	315	158	17	106	86	17	232	71	338	85	286	0	81
青 少 年 健 全 育 成 事 業																
(例) インリーダー研修 子どもの広場 キッズクッキング 夏休みチャレンジ講座 子ども体験塾	講座数	8	4	3	3	6	4	4	3	4	5	3	3	6	4	3
	回 数	81	8	3	7	12	10	8	8	12	8	3	8	39	8	8
	参加者数	2,045	631	100	163	481	829	434	134	611	1,160	169	406	971	268	500
成 人 学 習 振 興 事 業																
(例) 自然体験教室 エコライフ講座 男の料理教室 現代課題対応講座	講座数	5	1	2	0	0	1	1	2	3	4	2	3	1	5	3
	回 数	103	4	9	0	0	3	7	10	10	14	5	15	5	28	22
	参加者数	8,730	54	235	0	0	69	335	104	95	148	131	130	81	470	257
高 齢 者 学 習 振 興 事 業																
(例) 明治青年大学 老壮大学 健康づくり教室 介護予防教室	講座数	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	2	1	1	1	2
	回 数	9	11	9	10	15	10	10	10	10	9	15	10	9	7	13
	参加者数	360	698	398	562	1,233	366	500	488	516	388	420	430	425	360	466
地 域 社 会 教 育 推 進 事 業																
(例) 市民センターまつり 事業運営懇話会 学びのコミュニティ関連事業 地域防災教室 社会学級連携事業 地域(自然・伝統)を知る講座	講座数	10	6	8	8	6	11	6	8	8	5	6	8	12	7	7
	回 数	75	14	18	33	17	49	37	51	33	23	26	20	75	21	18
	参加者数	4,572	1,449	1,784	3,101	4,876	1,470	2,670	3,224	3,071	1,093	2,226	2,190	5,770	4,639	3,156
民 間 指 導 者 育 成 事 業																
(例) 各種ボランティア育成講座 各種ボランティア活動支援 ジュニアリーダー育成支援	講座数	3	3	2	3	3	0	2	4	2	2	2	1	2	1	2
	回 数	35	37	15	33	26	0	25	25	10	22	22	13	24	4	11
	参加者数	145	489	112	190	206	0	184	586	40	153	150	103	226	7	94
合 計		29	15	17	16	18	18	15	19	20	19	17	17	23	18	18
		315	74	75	87	71	77	88	106	78	78	85	68	163	68	73
		16,431	3,321	2,944	4,174	6,813	2,840	4,209	4,553	4,565	3,013	3,434	3,344	7,759	5,744	4,554

2つ以上の市民センター間で共催・連携した事業は、「小計」及び「総計」欄では1事業として計上しています。

- (※1) 青葉区中央市民センターと区内地区館の「インリーダー研修」
- (※2) 広瀬市民センター、宮城西市民センター、大沢市民センター、落合市民センターの生涯学習発表会「みやぎ学習フェア」
- (※3) 宮城野区中央市民センターと区内地区館の「インリーダー研修」
- (※4) 高砂市民センター、田子市民センター、福室市民センターの三館共催事業「七北田川・梅田川の水害を考える」
- (※5) 若林区中央市民センターと区内地区館の「インリーダー研修」

			宮 城 野 区												若 林 区							
落合	吉成	小計	生涯学 習支援	宮城野 区中央	高砂	岩切	鶴ヶ谷	榴ヶ岡	東部	幸町	田子	福室	小計	若林区 中央	七郷	荒町	六郷	沖野	若林	小計		
2	1	20	0	2	1	3	1	2	2	1	1	1	14	3	3	1	2	3	1	13		
10	2	91	0	6	5	11	3	20	8	5	2	3	63	7	13	4	8	10	3	45		
161	19	2,551	0	201	84	731	43	198	161	84	40	216	1,758	99	335	80	63	282	15	874		
(※1)			(※3)												(※5)							
3	2	51	0	8	3	5	4	3	3	4	2	4	27	10	2	4	3	4	5	22		
8	10	224	0	33	9	10	13	6	18	9	9	7	105	24	6	28	6	17	11	86		
112	138	8,205	0	1,446	150	218	716	267	958	410	273	381	4,417	1,971	348	277	205	672	458	3,583		
1	4	38	5	3	1	0	0	2	1	0	0	0	12	16	1	2	0	1	3	23		
3	16	254	27	20	11	0	0	22	8	0	0	0	88	172	15	7	0	2	8	204		
52	210	11,101	660	320	203	0	0	251	75	0	0	0	1,509	3,610	110	134	0	118	160	4,132		
1	1	20	1	1	1	2	1	2	2	1	2	1	14	3	1	1	1	1	1	8		
11	10	178	25	11	10	24	9	20	16	10	25	10	160	25	12	11	10	12	11	81		
391	484	8,485	13,857	1,022	718	916	580	1,111	530	406	493	674	20,307	1,576	952	652	573	938	748	5,439		
(※2)			(※4)												0							
7	7	127	7	13	7	7	5	7	9	6	8	10	77	12	10	6	9	7	4	48		
27	16	550	36	82	47	31	11	39	61	22	41	37	401	81	55	24	24	13	11	208		
3,352	1,388	46,083	2,195	4,114	17,414	2,468	2,199	1,947	3,146	3,081	6,487	4,075	46,810	2,768	10,624	5,338	5,375	10,202	1,643	35,950		
4	1	37	10	4	4	1	3	2	1	4	4	2	35	6	4	3	3	4	2	22		
21	9	332	60	29	48	5	33	19	4	40	41	49	328	66	35	38	31	32	25	227		
256	27	2,968	1,788	481	396	44	160	178	8	153	181	519	3,908	469	273	329	256	161	155	1,643		
18	16	293	23	31	17	18	14	18	18	16	17	18	179	50	21	17	18	20	16	136		
80	63	1,629	148	181	130	81	69	126	115	86	118	106	1,145	375	136	112	79	86	69	851		
4,324	2,266	79,393	18,500	7,584	18,965	4,377	3,698	3,952	4,878	4,134	7,474	5,865	78,709	10,493	12,642	6,810	6,472	12,373	3,179	51,621		

区名 館名		太 白 区												
		太白区 中央	生出	中田	西多賀	八本松	八木山	山田	茂庭台	東中田	柳生	富沢	秋保	小計
家庭教育推進事業														
(例) 子育て支援講座 親子ふれあい教室 食育講座 思春期親学 ブレババママ講座 絵本よみきかせ講座	講座数	1	1	1	1	2	2	1	1	0	1	3	2	16
	回数	6	2	3	4	7	5	19	3	0	7	12	7	75
	参加者数	31	53	44	26	150	86	242	20	0	159	650	96	1,557
青少年健全育成事業														(※6)
(例) インリーダー研修 子どもの広場 キッズクッキング 夏休みチャレンジ講座 子ども体験塾	講座数	5	6	3	4	2	4	3	5	4	5	5	4	40
	回数	96	30	13	14	4	52	7	17	14	16	13	6	271
	参加者数	1,121	386	154	467	148	1,206	432	225	396	260	457	94	4,728
成人学習振興事業														
(例) 自然体験教室 エコライフ講座 男の料理教室 現代課題対応講座	講座数	3	2	0	0	2	1	0	2	1	1	2	3	17
	回数	12	34	0	0	7	70	0	7	5	4	12	14	165
	参加者数	882	486	0	0	82	838	0	80	77	107	271	176	2,999
高齢者学習振興事業														
(例) 明治青年大学 老壮大学 健康づくり教室 介護予防教室	講座数	3	1	1	2	2	2	2	1	1	1	2	1	19
	回数	27	10	10	13	13	13	14	10	11	10	22	9	162
	参加者数	2,063	282	560	666	533	749	945	409	608	408	788	227	8,238
地域社会教育推進事業														
(例) 市民センターまつり 事業運営懇話会 学びのコミュニティ関連事業 地域防災教室 社会学級連携事業 地域(自然・伝統)を知る講座	講座数	11	6	9	5	8	8	9	9	8	7	4	9	93
	回数	201	28	65	11	32	30	35	28	50	34	15	30	559
	参加者数	18,993	4,060	4,804	1,545	4,006	26,478	5,050	4,242	5,670	2,969	3,818	1,976	83,611
民間指導者育成事業														
(例) 各種ボランティア育成講座 各種ボランティア活動支援 ジュニアリーダー育成支援	講座数	5	2	2	3	2	0	2	2	3	2	2	2	27
	回数	31	16	24	23	11	0	15	20	36	6	6	10	198
	参加者数	389	66	219	178	157	0	119	358	274	113	26	129	2,028
合 計		28	18	16	15	18	17	17	20	17	17	18	21	212
		373	120	115	65	74	170	90	85	116	77	80	76	1,430
		23,479	5,333	5,781	2,882	5,076	29,357	6,788	5,334	7,025	4,016	6,010	2,698	103,161

2つ以上の市民センター間で共催・連携した事業は、「小計」及び「総計」欄では1事業として計上しています。

(※6)太白区中央市民センターと区内地区館の「インリーダー研修」

泉 区															
泉区 中央	根白石	南光台	黒松	将監	加茂	高森	松陵	寺岡	長命 ヶ丘	松森	桂	南中山	小計	総計	
3	1	2	2	1	1	3	0	1	1	1	1	1	18	81	
6	1	33	7	3	5	8	0	4	5	2	1	6	81	355	
133	11	388	372	48	65	299	0	200	369	42	160	88	2,175	8,915	
5	2	4	3	2	2	3	4	5	5	5	3	5	48	188	
41	5	9	7	7	9	6	7	10	11	18	14	10	154	840	
1,912	181	570	2,263	104	145	403	440	497	362	724	342	424	8,367	29,300	
4	0	2	2	0	0	0	1	0	1	2	1	0	13	103	
59	0	8	5	0	0	0	1	0	3	9	4	0	89	800	
394	0	94	120	0	0	0	32	0	42	160	64	0	906	20,647	
2	2	1	1	1	1	1	3	1	3	1	1	2	20	81	
17	13	11	9	10	9	9	20	10	18	9	8	11	154	735	
989	377	713	616	424	407	365	563	407	832	612	357	466	7,128	49,597	
12	7	6	5	10	8	6	8	8	6	3	8	8	95	440	
52	31	22	27	33	28	20	22	44	15	7	63	40	404	2,122	
1,911	1,094	3,327	1,891	3,855	1,891	6,382	3,501	2,382	3,223	1,789	2,016	1,757	35,019	247,473	
5	2	3	3	2	3	3	3	2	2	3	3	2	36	157	
13	28	25	19	16	24	30	24	17	9	26	21	17	269	1,354	
368	142	277	780	108	115	230	180	92	67	174	108	110	2,751	13,298	
31	14	18	16	16	15	16	19	17	18	15	17	18	230	1,050	
188	78	108	74	69	75	73	74	85	61	71	111	84	1,151	6,206	
5,707	1,805	5,369	6,042	4,539	2,623	7,679	4,716	3,578	4,895	3,501	3,047	2,845	56,346	369,230	

## 4 主催事業参加者数推移

(※)2つ以上の市民センター間で共催・連携した事業は表上段の市民センターに計上しています。

青 葉 区

(単位:人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
青葉区中央	10,386	12,593	10,186	10,575	14,735	16,421	
柏 木	1,528	1,614	2,401	2,794	3,284	3,277	
北 山	1,149	2,001	2,227	2,474	3,812	2,900	
福 沢	1,931	2,847	2,376	2,937	3,640	4,125	
旭 ケ 丘	3,854	6,986	9,293	6,939	6,940	6,722	
三 本 松	741	2,347	2,411	2,990	618	2,749	平成27年8月1日～平成28年4月14日 大規模修繕工事のため休館
片 平	2,056	3,397	3,084	2,493	3,168	4,185	
水 の 森	4,275	4,575	4,668	4,705	4,775	4,496	
貝 ケ 森	3,478	4,417	4,330	3,967	4,091	4,489	
中 山	3,139	3,135	3,163	3,610	4,998	2,937	
折 立	2,129	2,918	2,791	3,252	3,121	3,417	
木 町 通	8,615	8,266	5,455	2,761	3,057	3,340	
広 瀬	3,245	3,740	4,316	5,257	8,659	7,680	
宮 城 西	3,118	4,016	4,004	7,133	4,296	4,340	平成22年8月1日～平成24年7月2日 改築工事のため休館
大 沢	549	1,814	1,853	4,144	3,968	3,172	
落 合	2,116	3,122	2,509	2,325	2,199	2,911	
吉 成	1,551	2,471	2,899	2,442	2,221	2,232	
計	53,860	70,259	67,966	70,798	77,582	79,393	

宮 城 野 区

(単位:人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
生涯学習支援	5,350	18,781	16,489	22,400	16,485	18,500	
宮城野区中央	—	4,709	5,148	5,467	6,686	7,543	平成24年8月28日新設
高 砂	4,813	16,467	17,051	25,039	21,746	18,941	
岩 切	1,463	4,451	4,820	4,629	4,014	4,337	
鶴 ケ 谷	1,808	2,091	2,504	2,244	2,180	3,647	平成23年3月11日の東日本大震災以降 休館、平成28年4月2日再開館
榴 ケ 岡	2,326	2,329	3,234	5,286	3,024	3,899	平成24年1月5日～2月6日改修工事の ため休館。 平成24年8月1日～27日宮城野区中央 市民センター開館準備のため休館。 平成24年8月28日軽体育館を市民セン ターに名称変更 平成27年8月1日から10月31日まで修繕 工事のため休館
東 部	2,570	3,094	4,168	4,073	4,570	4,836	
幸 町	3,047	5,024	6,606	4,888	3,920	4,083	
田 子	3,796	4,583	5,677	7,106	7,073	7,279	
福 室	4,895	5,844	5,547	5,153	5,412	5,644	
計	30,068	67,373	71,244	86,285	75,110	78,709	

◆平成23年3月11日に発生した東日本大震災により全館休館となりましたが、4月以降順次開館し、平成23年11月までに、建て替えとなった鶴ケ谷市民センターと南光台市民センターを除いて開館しました。

\*「平成28年度仙台市市民センター事業報告書」等に基づき集計

## 若林区

(単位:人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
若林区中央	6,035	10,531	9,759	8,112	10,864	10,413	
七郷	13,422	15,682	16,413	12,738	12,145	12,593	
荒町	3,414	5,093	5,399	4,925	4,232	6,730	
六郷	4,180	5,659	4,319	4,846	5,043	6,443	
沖野	9,850	10,070	11,116	11,873	12,009	12,326	
若林	3,420	3,492	3,165	3,206	3,465	3,116	
計	40,321	50,527	50,171	45,700	47,758	51,621	

## 太白区

(単位:人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
太白区中央	10,665	11,472	13,212	11,523	25,425	23,400	
生出	5,757	4,877	4,042	4,660	6,336	5,741	
中田	6,683	7,652	7,230	6,085	5,358	5,280	
西多賀	5,157	7,844	5,758	7,018	9,380	2,803	
八本松	7,401	7,204	7,154	2,114	4,129	5,002	平成26年11月1日～平成27年4月10日 大規模修繕工事のため休館
八木山	16,403	10,347	20,108	13,035	17,131	29,282	平成26年3月1日～平成27年4月2日 大規模修繕工事のため休館
山田	4,643	6,534	5,309	6,560	6,696	6,719	
茂庭台	4,885	3,866	4,727	4,051	4,316	5,310	
東中田	5,523	5,523	5,739	5,305	5,755	6,984	
柳生	4,700	3,993	3,828	3,937	3,690	3,976	
富沢	3,988	3,714	5,005	5,368	5,888	5,966	
秋保	2,948	3,768	3,415	3,953	2,977	2,698	平成25年4月1日～4月30日 新館移転準備のため休館
計	78,753	76,794	85,527	73,609	97,081	103,161	

## 泉区

(単位:人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
泉区中央	3,571	5,011	7,261	8,030	6,427	5,707	
根白石	1,641	2,239	2,105	2,364	3,173	1,805	平成28年8月1日～平成29年4月14日 大規模改修工事のため休館
南光台	3,033	2,122	2,284	2,738	3,901	5,369	平成23年3月11日の東日本大震災以降 休館、平成27年3月28日再開館
黒松	3,583	3,290	4,195	3,911	2,738	6,042	
将監	3,428	4,632	3,482	3,591	4,118	4,539	
加茂	881	3,610	2,675	3,098	3,141	2,623	平成23年9月1日～平成24年4月16日 大規模改修工事のため休館
高森	6,443	8,930	10,614	9,358	7,581	7,679	
松陵	4,102	4,063	3,940	3,821	4,421	4,716	
寺岡	3,017	3,374	3,359	3,189	3,171	3,578	
長命ヶ丘	3,952	4,576	4,353	4,843	4,699	4,895	
松森	2,389	2,851	3,147	3,553	3,259	3,501	
桂	3,792	5,758	6,360	5,802	3,987	3,047	
南中山	1,690	2,322	2,203	2,389	2,218	2,845	
計	41,522	52,778	55,978	56,687	52,834	56,346	

(単位:人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
合計	244,524	317,731	330,886	333,079	350,365	369,230	

## 5 市民センター利用者数推移

青 葉 区

(単位:人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
青葉区中央	50,101	94,071	90,292	94,235	95,024	93,687
柏 木	18,647	29,865	32,046	35,320	32,566	30,545
北 山	32,973	32,963	35,018	35,264	39,390	37,639
福 沢	44,980	49,167	48,210	49,226	45,315	46,227
旭 ケ 丘	24,868	79,339	83,761	78,004	76,637	78,086
三 本 松	9,872	22,134	22,178	23,414	7,833	21,496
片 平	33,922	63,226	64,967	75,581	75,747	73,612
水 の 森	50,571	58,791	66,883	65,916	72,592	75,932
貝 ケ 森	44,493	46,996	50,955	50,044	47,328	54,609
中 山	39,289	60,496	71,369	69,244	63,873	66,801
折 立	34,367	45,968	44,766	46,664	50,448	44,956
木 町 通	60,050	77,012	79,860	84,750	81,235	82,513
広 瀬	46,475	54,723	51,963	49,744	54,747	31,554
宮 城 西	0	15,331	24,784	26,772	22,513	20,417
大 沢	31,217	28,185	27,810	26,997	31,909	28,005
落 合	29,709	37,602	39,573	37,107	34,978	34,563
吉 成	45,780	44,967	46,236	52,087	54,451	54,601
計	597,314	840,836	880,671	900,369	886,586	875,243

※宮城西:平成22年8月1日から平成24年7月2日まで現地建て替え工事のため休館

※三本松:平成27年8月1日から平成28年4月14日まで大規模修繕工事のため休館

宮 城 野 区

(単位:人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
生涯学習支援	71,222	100,941	107,798	104,430	105,083	100,316
宮城野区中央	-	34,930	80,283	87,042	79,773	72,858
高 砂	40,631	75,472	78,740	85,388	89,006	78,260
岩 切	13,722	36,377	34,311	40,169	35,923	33,655
鶴 ケ 谷	0	0	0	0	0	33,846
榴 ケ 岡	4,915	9,006	32,762	32,767	25,115	34,479
(榴岡公園軽体育館)	21,695	34,031	-	-	-	-
東 部	36,023	37,907	40,757	46,071	48,354	49,497
幸 町	17,863	58,593	66,081	69,919	70,095	72,028
田 子	34,369	59,956	62,813	67,116	76,428	78,556
福 室	41,811	73,434	75,822	86,409	95,991	95,796
計	282,251	520,647	579,367	619,311	625,768	649,291

※宮城野区中央:平成24年8月28日新設 ※榴岡公園軽体育館:平成24年8月28日に榴ヶ岡市民センターに名称変更

※榴ヶ岡:平成24年8月1日から27日まで宮城野区中央市民センター開館準備のため休館

※榴ヶ岡:平成27年8月1日から10月31日まで改修工事のため休館

※鶴ヶ谷:東日本大震災の影響により休館、平成28年4月2日再開館

若 林 区

(単位:人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
若林区中央	47,224	86,111	85,272	85,975	80,028	75,342
七 郷	28,643	65,520	60,528	64,024	68,540	69,492
荒 町	37,056	58,902	62,160	60,091	59,163	57,769
六 郷	36,122	71,186	70,066	71,255	70,057	63,092
沖 野	42,744	57,682	65,892	72,564	69,903	66,560
若 林	47,894	50,883	50,297	60,738	53,087	47,806
計	239,683	390,284	394,215	414,647	400,778	380,061

太 白 区

(単位:人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
太白区中央	64,928	86,755	92,373	89,763	88,613	84,621
生 出	12,040	17,526	15,907	18,197	19,604	17,139
中 田	41,628	45,318	48,958	52,941	47,254	51,384
西 多 賀	51,706	53,451	58,814	58,853	55,861	51,450
八 本 松	50,407	48,559	48,374	20,693	40,715	41,140
八 木 山	34,229	48,855	42,618	0	47,543	59,331
山 田	27,807	39,918	42,869	42,075	39,709	40,762
茂 庭 台	35,795	42,645	42,575	46,008	43,698	51,903
東 中 田	46,868	52,958	53,866	52,712	55,580	59,740
柳 生	59,954	68,307	73,683	77,188	73,740	69,065
富 沢	38,492	60,519	61,366	62,733	63,172	58,115
秋 保	7,955	9,393	10,409	14,443	12,217	11,942
馬 場	2,978	3,906	3,333	4,177	5,048	4,217
湯 元	7,359	7,114	6,261	5,735	6,866	7,342
計	482,146	585,224	601,406	545,518	599,620	608,151

※八本松:平成26年11月1日から平成27年4月10日まで大規模修繕工事のため休館

※八木山:平成26年3月1日から平成27年4月2日まで大規模修繕工事のため休館

※秋保:平成25年4月1日から4月30日まで新館移転準備のため休館

泉 区

(単位:人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
泉区中央	41,907	51,947	52,268	53,768	50,830	45,644
根 白 石	11,842	22,193	21,827	23,348	22,042	7,612
南 光 台	0	0	0	82	46,584	40,754
黒 松	40,778	53,756	51,901	51,523	50,754	49,300
将 監	28,913	36,617	35,642	42,693	33,205	34,668
加 茂	8,646	45,660	48,832	52,224	52,026	47,768
高 森	31,932	36,511	36,192	38,133	39,912	35,715
松 陵	15,611	30,385	32,270	30,037	28,931	28,973
寺 岡	34,201	40,699	34,029	34,548	36,685	35,004
長 命 ケ 丘	36,578	46,958	42,290	41,390	42,121	40,001
松 森	37,967	37,207	38,389	35,477	34,069	31,582
桂	42,309	53,370	51,663	51,727	51,605	49,359
南 中 山	68,371	39,156	38,335	39,580	37,956	38,467
計	399,055	494,459	483,638	494,530	526,720	484,847

※加茂:平成23年9月1日から平成24年4月16日まで大規模改修工事により休館

※南光台:東日本大震災の影響により休館、平成27年3月28日再開館

※根白石:平成28年8月1日から平成29年4月14日まで大規模改修工事により休館

(単位:人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
合 計	2,000,449	2,831,450	2,939,297	2,974,375	3,039,472	2,997,593

◆利用者数には、市民センターまつり参加者分は含まない。

\*「平成28年度仙台市市民センター事業報告書」等に基づき集計

## 6 仙台市市民センター条例・施行規則

### 仙台市市民センター条例

平成二年三月一六日

仙台市条例第八号

(設置)

第一条 市民相互の交流と地域活動の振興に資するとともに、市民の文化の向上及び福祉の増進に寄与するため、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二十四条の規定に基づき、市民センター（以下「センター」という。）を設置する。

2 センターの種類は、次のとおりとする。

- 一 生涯学習支援センター（本市の全域を主たる対象区域としてその事業を行うとともに、他の全てのセンターを統括するセンターをいう。）
- 二 区中央市民センター（その所在する区の区域内を主たる対象区域としてその事業を行うとともに、当該区域内に所在する地区市民センターを支援するセンターをいう。）
- 三 地区市民センター（前二号に掲げるセンター以外のセンターをいう。）

(名称及び位置)

第二条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

一 生涯学習支援センター

名称	位置
仙台市生涯学習支援センター	仙台市宮城野区榴岡四丁目1番8号

二 区中央市民センター

名称	位置
仙台市青葉区中央市民センター	仙台市青葉区一番町二丁目1番4号
仙台市宮城野区中央市民センター	仙台市宮城野区五輪二丁目12番70号
仙台市若林区中央市民センター	仙台市若林区南小泉一丁目1番1号、保春院前丁3番地の1
仙台市太白区中央市民センター	仙台市太白区长町五丁目3番2号
仙台市泉区中央市民センター	仙台市泉区市名坂字東裏53番地の1

三 地区市民センター

名称	位置
仙台市柏木市民センター	仙台市青葉区柏木三丁目3番1号
仙台市北山市民センター	仙台市青葉区新坂町8番4号
仙台市福沢市民センター	仙台市青葉区福沢町9番9号
仙台市旭ヶ丘市民センター	仙台市青葉区旭ヶ丘三丁目25番15号
仙台市三本松市民センター	仙台市青葉区堤町三丁目23番1号

仙台市片平市民センター	仙台市青葉区米ヶ袋一丁目1番35号
仙台市水の森市民センター	仙台市青葉区水の森四丁目1番1号
仙台市貝ヶ森市民センター	仙台市青葉区貝ヶ森一丁目4番6号
仙台市中山市民センター	仙台市青葉区中山三丁目13番1号
仙台市折立市民センター	仙台市青葉区折立三丁目20番1号
仙台市木町通市民センター	仙台市青葉区木町通一丁目7番36号
仙台市広瀬市民センター	仙台市青葉区下愛子字観音堂5番地
仙台市宮城西市民センター	仙台市青葉区熊ヶ根字石積47番地
仙台市大沢市民センター	仙台市青葉区芋沢字要害65番地
仙台市落合市民センター	仙台市青葉区落合二丁目15番15号
仙台市吉成市民センター	仙台市青葉区国見ヶ丘二丁目2番地の1
仙台市高砂市民センター	仙台市宮城野区高砂一丁目24番地の9
仙台市岩切市民センター	仙台市宮城野区岩切字三所南88番地の2
仙台市鶴ヶ谷市民センター	仙台市宮城野区鶴ヶ谷二丁目1番地の7
仙台市榴ヶ岡市民センター	仙台市宮城野区五輪一丁目3番1号
仙台市東部市民センター	仙台市宮城野区平成一丁目3番27号
仙台市幸町市民センター	仙台市宮城野区幸町三丁目13番13号
仙台市田子市民センター	仙台市宮城野区田子二丁目4番25号
仙台市福室市民センター	仙台市宮城野区福室五丁目9番36号
仙台市七郷市民センター	仙台市若林区荒井三丁目7番地の2
仙台市荒町市民センター	仙台市若林区荒町86番地の2
仙台市六郷市民センター	仙台市若林区今泉一丁目3番19号
仙台市若林市民センター	仙台市若林区若林三丁目15番20号
仙台市沖野市民センター	仙台市若林区沖野七丁目34番43号
仙台市生出市民センター	仙台市太白区茂庭字新熊野64番地
仙台市中田市民センター	仙台市太白区中田四丁目1番5号
仙台市西多賀市民センター	仙台市太白区西多賀三丁目6番8号
仙台市八本松市民センター	仙台市太白区八本松二丁目4番20号
仙台市八木山市民センター	仙台市太白区八木山本町一丁目43番地
仙台市山田市民センター	仙台市太白区山田北前町13番1号
仙台市茂庭台市民センター	仙台市太白区茂庭台四丁目1番10号
仙台市東中田市民センター	仙台市太白区四郎丸字吹上51番地
仙台市柳生市民センター	仙台市太白区柳生七丁目20番地の7
仙台市富沢市民センター	仙台市太白区富沢南一丁目18番地の10
仙台市秋保市民センター	仙台市太白区秋保町長袋字大原44番地の1
仙台市馬場市民センター	仙台市太白区秋保町馬場字竹林45番地の1
仙台市湯元市民センター	仙台市太白区秋保町湯向2番地の20
仙台市根白石市民センター	仙台市泉区根白石字杉下前24番地
仙台市南光台市民センター	仙台市泉区南光台七丁目1番30号
仙台市黒松市民センター	仙台市泉区黒松一丁目33番40号
仙台市将監市民センター	仙台市泉区将監八丁目2番1号
仙台市加茂市民センター	仙台市泉区加茂四丁目2番地
仙台市高森市民センター	仙台市泉区高森六丁目1番地の2
仙台市松陵市民センター	仙台市泉区松陵五丁目20番地の2
仙台市寺岡市民センター	仙台市泉区寺岡二丁目14番地の4
仙台市長命ヶ丘市民センター	仙台市泉区長命ヶ丘二丁目14番地の15
仙台市松森市民センター	仙台市泉区松森字城前9番地の2
仙台市桂市民センター	仙台市泉区桂三丁目19番地の1
仙台市南中山市民センター	仙台市泉区南中山二丁目24番地の12

(使用の許可)

第三条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないことができる。

- 一 公の秩序を乱すおそれがあるとき
- 二 センターの管理上支障を及ぼすおそれがあるとき
- 三 前二号に掲げるもののほか、教育委員会が不適当と認めるとき

(使用料)

第四条 センターの使用料は、別表に定めるとおりとする。

2 使用料は、前条第一項の許可の際、納入しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、使用料を別に定める納期限までに納入させることができる。

(使用料の額の特例)

第四条の二 市長は、前条第二項ただし書の規定により使用料を別に定める納期限までに納入させる場合において、当該納期限の日以前に、第三条第一項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）につき次の各号のいずれかに該当すると認めるとき（使用料が既納の場合を除く。）は、前条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する使用料の額の範囲内で使用料の額を定めることができる。

- 一 天災その他自己の責めによらない事由によりセンターを使用できないとき
- 二 市長が別に定める期間内にセンターの使用の取りやめを申し出たとき

(使用料の返還)

第五条 既納の使用料は、返還しない。ただし、使用者につき前条各号のいずれかに該当すると市長が認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(使用料の減免)

第六条 市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(目的外使用の禁止)

第七条 使用者は、許可を受けた目的以外にセンターを使用してはならない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第八条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第九条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の許可を取り消し、又はセンターの使用を制限し、若しくは停止することができる。

- 一 使用者がこの条例又は使用の許可の際に付された条件に違反したとき
- 二 第三条第二項各号のいずれかに該当することとなったとき

(指定管理者)

第十条 教育委員会は、センターの管理運営上必要と認めるときは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第十一条 前条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 第三条第一項の許可に関する業務
- 二 センターの事業として教育委員会がセンターごとに定める事業に関する業務
- 三 センターの維持管理に関する業務
- 四 前三号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

2 前項の場合における第三条及び第九条の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第十二条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則

の定めるところに従い、適正にセンターの管理を行わなければならない。

(審議会)

第十三条 社会教育法第二十九条第一項の規定に基づき、本市が設置する全ての市民センターに共通の公民館運営審議会として、仙台市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会の委員の委嘱の基準は、社会教育委員及び公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令（平成二十三年文部科学省令第四十二号）第二条に規定する基準とする。
- 3 審議会の委員の定数は、十七人以内とする。
- 4 審議会の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前三項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(委任)

第十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が定める。

附則省略

別表（第四条関係）

一 専用使用する場合

使用区分		金額		
仙台市生涯学習支援センター	会議室	#時間につき	610円	
	第1セミナー室(A)	#時間につき	610円	
	第1セミナー室(B)	#時間につき	610円	
	第1セミナー室(C)	#時間につき	610円	
	第2セミナー室	#時間につき	920円	
	ミーティング室	#時間につき	390円	
	和室	#時間につき	780円	
	第1音楽室	#時間につき	1,000円	
	第2音楽室	#時間につき	1,000円	
	創作室(1)	#時間につき	780円	
	創作室(2)	#時間につき	780円	
	トレーニング室	#時間につき	780円	
	体育館	午前		2,500円
		午後		3,000円
		夜間		3,100円
仙台市青葉区中央市民センター	第1会議室	#時間につき	780円	
	第2会議室	#時間につき	780円	
	第3会議室	#時間につき	610円	
	第4会議室	#時間につき	780円	
	第5会議室	#時間につき	610円	
	和室	#時間につき	780円	
	調理実習室	#時間につき	920円	
	音楽室	#時間につき	920円	
	小ホール(1)	#時間につき	920円	
	小ホール(2)	#時間につき	780円	
	ホール	午前		2,500円
		午後		3,000円
		夜間		3,100円
	仙台市宮城野区中央市民センター	第1会議室	#時間につき	920円
		第2会議室	#時間につき	610円
第3会議室		#時間につき	920円	
第4会議室		#時間につき	610円	
和室(1)		#時間につき	920円	
和室(2)		#時間につき	610円	
調理実習室		#時間につき	920円	
音楽室		#時間につき	920円	
創作室		#時間につき	920円	
体育館		午前		2,500円
		午後		3,000円
		夜間		3,100円

仙台市若林区中央市民センター	第1会議室	1時間につき	610円
	第2会議室	1時間につき	610円
	第3会議室	1時間につき	920円
	第4会議室	1時間につき	390円
	セミナー室(A)	1時間につき	610円
	セミナー室(B)	1時間につき	610円
	和室(1)	1時間につき	390円
	和室(2)	1時間につき	390円
	和室(3)	1時間につき	390円
	和室(4)	1時間につき	390円
	調理実習室	1時間につき	920円
	創作室	1時間につき	610円
	ホール	午前	2,500円
		午後	3,000円
夜間		3,100円	
仙台市太白区中央市民センター	大会議室	1時間につき	920円
	中会議室	1時間につき	780円
	第1小会議室	1時間につき	610円
	第2小会議室	1時間につき	610円
	第3小会議室	1時間につき	610円
	和室(大)	1時間につき	920円
	和室(小)	1時間につき	610円
	調理実習室	1時間につき	920円
	音楽室	1時間につき	920円
	創作室	1時間につき	780円
	体育館	午前	2,500円
午後		3,000円	
夜間		3,100円	
仙台市泉区中央市民センター	第1会議室	1時間につき	920円
	第2会議室	1時間につき	390円
	第3会議室	1時間につき	390円
	研修室	1時間につき	780円
	和室(1)	1時間につき	780円
	和室(2)	1時間につき	610円
	調理実習室	1時間につき	920円
	音楽室	1時間につき	720円
	創作室	1時間につき	780円
	ホール	午前	2,500円
		午後	3,000円
夜間		3,100円	
仙台市柏木市民センター	会議室	1時間につき	920円
	和室(1)	1時間につき	390円
	和室(2)	1時間につき	390円
	ホール	午前	2,500円
午後		3,000円	
夜間		3,100円	

仙台市北山市民センター	第1会議室	1時間につき	920円
	第2会議室	1時間につき	390円
	第3会議室	1時間につき	920円
	和室(1)	1時間につき	920円
	和室(2)	1時間につき	390円
	和室(3)	1時間につき	610円
	和室(4)	1時間につき	610円
	調理実習室	1時間につき	720円
	トレーニング室	1時間につき	720円
	仙台市福沢市民センター	第1会議室	1時間につき
第2会議室		1時間につき	920円
第3会議室		1時間につき	780円
和室(1)		1時間につき	920円
和室(2)		1時間につき	390円
和室(3)		1時間につき	390円
視聴覚室		1時間につき	720円
調理実習室		1時間につき	720円
体育館		午前	2,500円
		午後	3,000円
		夜間	3,100円
仙台市旭ヶ丘市民センター	第1会議室	1時間につき	1,000円
	第2会議室	1時間につき	780円
	第3会議室	1時間につき	780円
	展示ホール(1)	1時間につき	920円
	展示ホール(2)	1時間につき	720円
	小ホール	1時間につき	780円
	ホール	午前	2,500円
午後		3,000円	
夜間		3,100円	
仙台市三本松市民センター	会議室	1時間につき	610円
	会議室兼調理実習室	1時間につき	920円
	和室(1)	1時間につき	610円
	和室(2)	1時間につき	610円
	体育館	午前	2,500円
		午後	3,000円
夜間	3,100円		
仙台市丘平市民センター	第1会議室	1時間につき	780円
	第2会議室	1時間につき	610円
	会議室兼調理実習室	1時間につき	610円
	和室(1)	1時間につき	780円
	和室(2)	1時間につき	610円
	和室(3)	1時間につき	610円
体育館	午前	2,500円	
	午後	3,000円	
	夜間	3,100円	
仙台市水の森市民センター	会議室	1時間につき	780円
	会議室兼調理実習室	1時間につき	780円
	和室(1)	1時間につき	780円
	和室(2)	1時間につき	610円
	和室(3)	1時間につき	610円
	体育館	午前	2,500円
午後		3,000円	
夜間		3,100円	

仙台市貝ヶ森市民センター	会議室	一時間につき	920円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	780円
	和室(1)	一時間につき	920円
	和室(2)	一時間につき	610円
	ホール	午前	2,500円
午後		3,000円	
夜間		3,100円	
仙台市中山市民センター	会議室	一時間につき	780円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	780円
	和室(1)	一時間につき	920円
	和室(2)	一時間につき	610円
	ホール	午前	2,500円
		午後	3,000円
夜間		3,100円	
仙台市折立市民センター	会議室	一時間につき	920円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	780円
	和室(1)	一時間につき	920円
	和室(2)	一時間につき	390円
	ホール	午前	2,500円
		午後	3,000円
夜間		3,100円	
仙台市木町通市民センター	第1会議室	一時間につき	920円
	第2会議室	一時間につき	390円
	和室(1)	一時間につき	920円
	和室(2)	一時間につき	390円
	調理実習室	一時間につき	1,000円
	ホール	午前	2,500円
		午後	3,000円
夜間		3,100円	
仙台市広瀬市民センター	会議室	一時間につき	610円
	セミナー室(A)	一時間につき	610円
	セミナー室(B)	一時間につき	610円
	和室(1)	一時間につき	610円
	和室(2)	一時間につき	390円
	創作室	一時間につき	610円
仙台市宮城西市民センター	第1会議室	一時間につき	610円
	第2会議室	一時間につき	610円
	和室(1)	一時間につき	610円
	和室(2)	一時間につき	390円
	調理実習室	一時間につき	720円
	ホール	午前	2,500円
午後		3,000円	
夜間		3,100円	
仙台市大森市民センター	会議室兼調理実習室	一時間につき	780円
	和室(1)	一時間につき	780円
	和室(2)	一時間につき	390円
	体育館	午前	2,500円
		午後	3,000円
	夜間	3,100円	

仙台市落合市民センター	会議室兼調理実習室	一時間につき	920円
	和室(1)	一時間につき	610円
	和室(2)	一時間につき	610円
	ホール	午前	2,500円
午後		3,000円	
夜間		3,100円	
仙台市吉成市民センター	会議室	一時間につき	920円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	610円
	和室	一時間につき	610円
	ホール	午前	2,500円
		午後	3,000円
	夜間	3,100円	
仙台市高砂市民センター	第1会議室	一時間につき	610円
	第2会議室	一時間につき	610円
	和室(1)	一時間につき	780円
	和室(2)	一時間につき	390円
	調理実習室	一時間につき	920円
	ホール	午前	2,500円
午後		3,000円	
夜間		3,100円	
仙台市岩切市民センター	講義室	一時間につき	390円
	第1研修室	一時間につき	780円
	第2研修室	一時間につき	780円
	和室(1)	一時間につき	610円
	和室(2)	一時間につき	610円
	視聴覚室	一時間につき	720円
	調理実習室	一時間につき	920円
	創作室	一時間につき	390円
	体育館	午前	2,500円
		午後	3,000円
	夜間	3,100円	
仙台市鶴ヶ谷市民センター	第1会議室	一時間につき	920円
	第2会議室	一時間につき	610円
	第3会議室	一時間につき	610円
	和室	一時間につき	610円
	調理実習室	一時間につき	920円
	ホール	午前	2,500円
午後		3,000円	
夜間		3,100円	
仙台市榴ヶ岡市民センター	ミーティングルーム(1)	一時間につき	920円
	ミーティングルーム(2)	一時間につき	610円
	和室(1)	一時間につき	390円
	和室(2)	一時間につき	390円
	体育館	午前	2,500円
午後		3,000円	
	夜間	3,100円	

仙台市東部市民センター	会議室	一時間につき	610円
	和室(1)	一時間につき	390円
	和室(2)	一時間につき	390円
	和室(3)	一時間につき	780円
	調理実習室	一時間につき	720円
	体育館	午前	2,500円
		午後	3,000円
夜間		3,100円	
仙台市幸町市民センター	会議室	一時間につき	780円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	780円
	和室(1)	一時間につき	920円
	和室(2)	一時間につき	610円
	ホール	午前	2,500円
		午後	3,000円
		夜間	3,100円
仙台市田子市民センター	第1会議室	一時間につき	920円
	第2会議室	一時間につき	390円
	和室(1)	一時間につき	920円
	和室(2)	一時間につき	610円
	調理実習室	一時間につき	1,000円
	ホール	午前	2,500円
		午後	3,000円
夜間		3,100円	
仙台市福至市民センター	第1会議室	一時間につき	920円
	第2会議室	一時間につき	610円
	和室(1)	一時間につき	920円
	和室(2)	一時間につき	610円
	調理実習室	一時間につき	920円
	ホール	午前	2,500円
		午後	3,000円
夜間		3,100円	
仙台市七郷市民センター	会議室	一時間につき	390円
	第1研修室	一時間につき	780円
	第2研修室	一時間につき	780円
	和室(1)	一時間につき	390円
	和室(2)	一時間につき	390円
	和室(3)	一時間につき	390円
	視聴覚室	一時間につき	920円
	調理実習室	一時間につき	920円
	創作室	一時間につき	610円
	体育館	午前	2,500円
		午後	3,000円
		夜間	3,100円
仙台市斎町市民センター	第1会議室	一時間につき	390円
	第2会議室	一時間につき	390円
	第3会議室	一時間につき	920円
	和室(1)	一時間につき	920円
	和室(2)	一時間につき	390円
	調理実習室	一時間につき	720円
	ホール	午前	2,500円
		午後	3,000円
		夜間	3,100円

仙台市六郷市民センター	第1会議室	一時間につき	610円
	第2会議室	一時間につき	390円
	第3会議室	一時間につき	390円
	和室(1)	一時間につき	920円
	和室(2)	一時間につき	390円
	和室(3)	一時間につき	390円
	調理実習室	一時間につき	720円
体育館	午前	2,500円	
	午後	3,000円	
	夜間	3,100円	
仙台市若林市民センター	会議室	一時間につき	920円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	780円
	和室(1)	一時間につき	920円
	和室(2)	一時間につき	610円
	ホール	午前	2,500円
		午後	3,000円
夜間		3,100円	
仙台市沖野市民センター	会議室	一時間につき	780円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	780円
	和室(1)	一時間につき	920円
	和室(2)	一時間につき	390円
	ホール	午前	2,500円
		午後	3,000円
夜間		3,100円	
仙台市生田市民センター	第1講義室	一時間につき	610円
	第2講義室	一時間につき	390円
	和室	一時間につき	610円
	調理実習室	一時間につき	720円
	体育館	午前	2,500円
		午後	3,000円
夜間		3,100円	
仙台市中田市民センター	講義室	一時間につき	610円
	第1研修室	一時間につき	780円
	第2研修室	一時間につき	780円
	和室(1)	一時間につき	610円
	和室(2)	一時間につき	610円
	視聴覚室	一時間につき	720円
	調理実習室	一時間につき	920円
	体育館	午前	2,500円
		午後	3,000円
夜間		3,100円	
仙台市西多賀市民センター	第1会議室	一時間につき	390円
	第2会議室	一時間につき	610円
	和室(1)	一時間につき	780円
	和室(2)	一時間につき	390円
	和室(3)	一時間につき	390円
	調理実習室	一時間につき	720円
	ホール	午前	2,500円
午後		3,000円	
夜間		3,100円	

仙台市八木松市民センター	会議室	一時間につき	390円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	920円
	和室(1)	一時間につき	610円
	和室(2)	一時間につき	920円
	体育館	午前	2,500円
	午後	3,000円	
	夜間	3,100円	
仙台市八木山市民センター	会議室	一時間につき	610円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	920円
	第1研修室	一時間につき	610円
	第2研修室	一時間につき	780円
	第3研修室	一時間につき	780円
	和室(1)	一時間につき	920円
	和室(2)	一時間につき	610円
	体育館	午前	2,500円
		午後	3,000円
		夜間	3,100円
仙台市山田市民センター	会議室	一時間につき	610円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	780円
	和室(1)	一時間につき	920円
	和室(2)	一時間につき	610円
	体育館	午前	2,500円
	午後	3,000円	
	夜間	3,100円	
仙台市茂庭台市民センター	会議室	一時間につき	610円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	780円
	和室(1)	一時間につき	920円
	和室(2)	一時間につき	610円
	体育館	午前	2,500円
	午後	3,000円	
	夜間	3,100円	
仙台市東中田市民センター	会議室	一時間につき	920円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	610円
	和室(1)	一時間につき	610円
	和室(2)	一時間につき	920円
	体育館	午前	2,500円
	午後	3,000円	
	夜間	3,100円	
仙台市柳生市民センター	会議室	一時間につき	920円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	780円
	和室(1)	一時間につき	920円
	和室(2)	一時間につき	390円
	ホール	午前	2,500円
	午後	3,000円	
	夜間	3,100円	

仙台市富沢市民センター	第1会議室	一時間につき	920円
	第2会議室	一時間につき	610円
	和室(1)	一時間につき	920円
	和室(2)	一時間につき	610円
	調理実習室	一時間につき	920円
ホール	午前	2,500円	
	午後	3,000円	
	夜間	3,100円	
仙台市秋保市民センター	第1会議室	一時間につき	920円
	第2会議室	一時間につき	610円
	研修室	一時間につき	780円
	和室(1)	一時間につき	610円
	和室(2)	一時間につき	610円
	調理実習室	一時間につき	920円
	ホール	午前	2,500円
		午後	3,000円
		夜間	3,100円
	仙台市馬場市民センター	会議室	一時間につき
講義室		一時間につき	390円
調理実習室		一時間につき	480円
体育館		午前	2,000円
		午後	2,400円
	夜間	2,500円	
仙台市湯元市民センター	会議室	一時間につき	390円
	講義室	一時間につき	390円
	和室	一時間につき	610円
	視聴覚室	一時間につき	480円
	調理実習室	一時間につき	480円
	集会室	午前	2,500円
午後		3,000円	
夜間		3,100円	
仙台市根白石市民センター	大会議室	一時間につき	920円
	小会議室	一時間につき	610円
	和室	一時間につき	780円
	調理実習室	一時間につき	920円
	工作室	一時間につき	610円
	ホール	午前	2,500円
		午後	3,000円
夜間		3,100円	
仙台市南光台市民センター	第1会議室	一時間につき	610円
	第2会議室	一時間につき	610円
	第3会議室	一時間につき	610円
	第4会議室	一時間につき	920円
	和室	一時間につき	390円
	調理実習室	一時間につき	920円
	ホール	午前	2,500円
		午後	3,000円
夜間		3,100円	

仙台市黒松市民センター	第1研修室	一時間につき	610円
	第2研修室	一時間につき	780円
	和室	一時間につき	780円
	多目的室	一時間につき	780円
	調理実習室	一時間につき	720円
	ホール	午前	2,500円
		午後	3,000円
夜間		3,100円	
仙台市青葉区市民センター	第1研修室	一時間につき	610円
	第2研修室	一時間につき	610円
	第3研修室	一時間につき	610円
	和室(1)	一時間につき	610円
	和室(2)	一時間につき	610円
	調理実習室	一時間につき	920円
	ホール	午前	2,500円
		午後	3,000円
夜間		3,100円	
仙台市加茂市民センター	会議室	一時間につき	390円
	第1研修室	一時間につき	920円
	第2研修室	一時間につき	610円
	和室	一時間につき	610円
	調理実習室	一時間につき	920円
	体育館	午前	2,500円
		午後	3,000円
夜間		3,100円	
仙台市高森市民センター	第1研修室	一時間につき	780円
	第2研修室	一時間につき	610円
	第3研修室	一時間につき	610円
	和室	一時間につき	610円
	調理実習室	一時間につき	920円
	音楽室	一時間につき	720円
	工作室	一時間につき	610円
	ホール	午前	2,500円
		午後	3,000円
夜間		3,100円	
仙台市松陵市民センター	第1研修室	一時間につき	780円
	第2研修室	一時間につき	610円
	第3研修室	一時間につき	610円
	和室	一時間につき	780円
	調理実習室	一時間につき	720円
	工作室	一時間につき	610円
	ホール	午前	2,500円
		午後	3,000円
夜間		3,100円	

仙台市寺岡市民センター	第1研修室	一時間につき	610円
	第2研修室	一時間につき	610円
	第3研修室	一時間につき	610円
	和室	一時間につき	610円
	調理実習室	一時間につき	720円
	トレーニング室	一時間につき	610円
	ホール	午前	2,500円
午後		3,000円	
夜間		3,100円	
仙台市長命ヶ丘市民センター	会議室	一時間につき	920円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	780円
	和室(1)	一時間につき	610円
	和室(2)	一時間につき	920円
	ホール	午前	2,500円
午後		3,000円	
夜間		3,100円	
仙台市松森市民センター	会議室	一時間につき	920円
	和室(大)	一時間につき	920円
	和室(小)	一時間につき	610円
	調理実習室	一時間につき	920円
	工作室	一時間につき	610円
	ホール	午前	2,500円
午後		3,000円	
夜間		3,100円	
仙台市桂市民センター	第1会議室	一時間につき	920円
	第2会議室	一時間につき	390円
	和室(1)	一時間につき	920円
	和室(2)	一時間につき	610円
	調理実習室	一時間につき	920円
	創作室	一時間につき	610円
ホール	午前	2,500円	
	午後	3,000円	
	夜間	3,100円	
仙台市南中山市民センター	第1会議室	一時間につき	920円
	第2会議室	一時間につき	610円
	研修室	一時間につき	920円
	和室(1)	一時間につき	390円
	和室(2)	一時間につき	390円
	和室(3)	一時間につき	390円
	調理実習室	一時間につき	720円
	体育館	午前	2,500円
午後		3,000円	
夜間		3,100円	

備考
一 使用時間は、午前九時から午後九時までとする。
二 「午前」とは午前九時から正午までを、「午後」とは午後一時から午後四時三十分までを、「夜間」とは午後五時三十分から午後九時までをいう。
三 その使用に係る時間に一時間に満たない端数があるときは、これを一時間に切り上げる。
四 一時間ごとの使用料を定めた使用区分において、第一号の使用時間以外の時間に使用する場合における使用料は、この表に定める額とする。
五 前号の使用区分以外使用区分において、次のイからハまでに掲げる使用時間に係る使用料は、それぞれイからハまでに掲げる額とする。
イ 午前九時から午後四時三十分まで 午前の項及び午後の項に定める額の合計額
ロ 午後一時から午後九時まで 午後の項及び夜間の項に定める額の合計額
ハ 午前九時から午後九時まで 午前の項、午後の項及び夜間の項に定める額の合計額
六 前号の使用区分において、第一号に定める使用時間以外の時間に使用する場合（前号の場合を除く。）における使用料は、午後の項に定める額を時間割りして計算した額（十円未満の端数が生じたときは、これを十円に切り上げる。）とする。
七 使用者が対価の支払を受けて展示会その他の催しを行う場合その他これに類する場合の使用料は、この表に定める額の三倍以内において市長が定める。
八 会議室兼調理実習室を会議のために区分して使用する場合の使用料は、この表に定める額に〇・七を乗じて得た額（十円未満の端数が生じたときは、これを十円に切り上げる。）とする。

二 個人使用する場合

使用区分	金額
体育館・ホール・仙台市生涯学習支援センター及び仙台市北山市民センターのトレーニング室 一般	一回につき 240円
小学生・中学生	一回につき 120円
仙台市寺岡市民センターのトレーニング室	一回につき 240円

# 仙台市市民センター条例施行規則

平成二年三月二九日

仙台市教育委員会規則第五号

(趣旨)

第一条 この規則は、仙台市市民センター条例（平成二年仙台市条例第八号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第二条 市民センター（以下「センター」という。）の施設の使用時間は、午前九時から午後九時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、同項に規定するセンターの施設の使用時間を変更することができる。

(休館日)

第三条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は休館することができる。

一 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる日を除く。）

二 休日の翌日（土曜日、日曜日又は休日に当たる日を除く。）

三 十二月二十八日から翌年の一月四日までの日（前二号に掲げる日を除く。）

(使用許可の手続)

第四条 条例第三条第一項の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者は、使用申込書及び教育委員会が必要と認める書類（次項において「使用申込書等」という。）を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定による使用申込書等の提出は、次に定めるところにより行わなければならない。ただし、教育委員会が特に必要と認める場合は、この限りでない。

一 センターの施設を専用使用しようとする場合には、使用しようとする日（以下「使用日」という。）の属する月の

二 月前の月の十日から使用日までの期間内に行うこと

二 センターの施設を個人使用しようとする場合には、使用日に行うこと

3 教育委員会は、使用許可をしたときは、使用承認書を交付するものとする。

4 センターの施設の使用許可に係る手続（センターの施設を個人使用しようとする場合及び次条第二項に規定する場合の使用許可に係る手続を除く。）については、前三項の規定にかかわらず、市民利用施設予約システム（仙台市民利用施設予約システムの運用及び利用者登録等に関する規則（平成十五年仙台市規則第八十七号）第二条第二号に規定するものをいう。）を利用する方法により行うことができる。

第四条の二 条例第三条第二項第三号に規定する教育委員会が不相当と認めるときは、次の各号に掲げる場合とする。

一 センターの施設において物品又は権利の販売又は宣伝（次項において「物品販売等」という。）を行おうとする場合

二 その他センターの設置目的に照らして教育委員会が不相当と認める場合

2 教育委員会は、前項第一号の規定にかかわらず、センターの設置目的に照らして相当と認める場合は、センターの施設において物品販売等を行おうとする者に対し、使用許可をすることができる。この場合において、物品販売等を行おうとする者は、教育委員会が必要と認める書類を教育委員会に提出しなければならない。

(市長が必要と認めるときの使用料の納期限)

第五条 条例第四条第二項ただし書に規定する市長が必要と認めるときは、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する別に定める納期限は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。

一 使用料を口座振替の方法により納入する場合 使用許可を受けた日の属する月の翌月末日

二 区長が特別な事由があると認める場合 区長が定める日

(市長が必要と認めるときの使用料の額の特例)

第六条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が条例第四条の二第一号に該当する場合において、同条の規定により市長が定める使用料の額は、零とする。

2 条例第四条の二第二号に規定する市長が別に定める期間は、次の各号に掲げる期間とし、同条の規定により市長が定める使用料の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 使用許可を受けた日から使用日の七日前の日までの期間  
零

二 使用日の七日前の日の翌日から使用日までの期間 条例第四条第一項の規定による使用料(条例第六条の規定により使用料を減免した場合にあっては、当該減免後の使用料)の額

3 使用者が前条の納期限までに使用料を納入せず、かつ、センターの施設を使用する意思があると認められないときは、当該納期限の日において使用の取りやめの申出がなされたものとみなし、前項の規定を準用する。

(使用料の返還)

第七条 使用者が条例第四条の二第一号に該当すると区長が認める場合において、条例第五条ただし書の規定により既納の使用料を返還する場合の返還額は、既納の使用料の全額とする。

2 使用者が条例第四条の二第二号に該当すると区長が認める場合において、条例第五条ただし書の規定により既納の使用料を返還する場合の返還額は、前条第二項第一号に掲げる期間においては、既納の使用料の全額とする。

3 使用料の返還を受けようとする者は、還付請求書を区長に提出しなければならない。ただし、区長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第八条 条例第十条の規定により指定管理者(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)にセンターの管理を

行わせる場合における第四条の規定の適用については、同条中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

(審議会)

第九条 仙台市公民館運営審議会(以下「審議会」という。)

は、次に掲げる事務を所掌する。

一 生涯学習支援センター長から諮問のあったことについて、審議すること

二 センターにおける各種の事業について、調査研究すること

三 センターにおける各種の事業について、評価すること

四 その他審議会が必要と認める事項について、審議等を行うこと

2 審議会に会長及び副会長一人を置く。

3 会長及び副会長は、それぞれ委員が互選する。

4 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

第十条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、二月ごとに一回開くものとする。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に開くことができる。

3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第十一条 審議会の庶務は、生涯学習支援センターにおいて処理する。

第十二条 前三条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(実施細目)

第十三条 この規則の実施細目は、教育長が定める。

附則省略